

第204回 むつ市国民健康保険運営協議会会議録（敬称略）

開催日時： 令和6年10月9日（水） 午後6時30分から午後6時50分

場 所： むつ市役所本庁舎 大会議室A

出席委員： 佐藤 節雄 瀬川 英之 高坂 恵美子 二本柳 信行
三上 史雄 榎 泉 田中 志昌 石山 毅憲
堀内 はつえ 中野 昌勝 近原 芳栄

（委員＝11名）

関係部局： 石橋 秀治（市民生活部 部長）

小林 睦子（市民生活部 次長）

畑山 勝（税務課 課長）

事務局： 工藤 周（国保年金課 課長）

櫻田 久美子（国保年金課 主幹）

賀佐 大智（国保年金課 主査）

○会 長 定刻となりましたので、第204回むつ市国民健康保険運営協議会を開催いたします。
本日の出席委員は11名で、定足数に達しております。

次に、会議録署名委員を指名いたします。会議録署名委員は、中野昌勝委員を指名します。よろしくお願ひします。

それでは早速ですけれども案件に入ります。

本日の案件は、

- （1）国民健康保険税算定方式の見直しに係る委員意見の取りまとめの結果について
- （2）むつ市国民健康保険条例の改正について

の2件となっております。

それでは、案件1について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、案件1、国民健康保険税算定方式の見直しに係る委員意見の取りまとめ結果についてご説明いたします。

右上に案件1と記載された資料をご覧願ひます。

はじめに、委員の皆様にはご意見を提出していただきありがとうございます。いただいたご意見につきましては、資料記載のとおりですが、簡単にご説明いたします。

まず、これまでの振り返りですが、来年度から国保税の算定方式を3方式にするため、介護納付金分に平等割を賦課する見直しが必要であり、前回8月6日の運協の際に市長より諮問がありました。

その後の会議の中で、事務局から3つの改定案をお示しし、皆様に書面で意見の提出をお願いしております。

提出していただいたご意見を見ますと、被保険者の税負担軽減となることから、現在の均等割の一部を平等割に振り分けるという改定案の考え方については、全委員賛成していただいているようで、3つの改定案の中では、改定案②が8人で一番多い結果となりました。

これは、県が標準保険料率算定に用いる70：30の割合を準用することが妥当であ

るとの考えから、試算した国保税額がその割合にあたる改定案②が多かったものと考えております。

次に多かったのは、改定案①で、こちらは4人の方が賛成との結果でした。

改定案③とまだわからないとの回答が1人ずつとなっております。

その他のご意見としましては、試算後の減収となる税額が200万円前後であれば、交付金措置もあるため概ね妥当ではないか、との意見がありました。

これらのご意見を踏まえまして、事務局では今回の改定案について委員の皆様には、概ねご賛同いただいているものと考え、お示しした改定案のうち、試算した応益割の賦課総額が、県の標準保険料率算定割合と同じ70：30となる、改定案②を採用したいと考えております。

案件1の説明は以上となります。

○会 長 案件1につきましては、説明にあったように、前回の運協で3つの事務局案が示され、その後、各委員に書面で意見照会をしたところであります。その時点でのお考えで、複数回答された方もいらっしゃったようですが、皆様の意見をまとめた結果、改定案②が一番多い結果となっているようです。これを踏まえて、質疑またはご意見ございましたらよろしくお願いたします。

改定案②が多かった理由としては、試算した国保税額の均等割と平等割の割合が、県の標準保険料率算定に用いる割合の70：30と同じであることが大きいのではないかと思います。

応益割の割合を県に合わせておくというのは、令和12年度の県内保険料率統一に向けた考え方として妥当ではないかと考えますが、皆さんもそのお考えにご賛同いただいているということによろしいかと思っております。

それではお諮りいたします。当協議会として、均等割を1万3,900円、平等割を7,000円とする改定案②で決定したいと思っておりますが、賛成の方は挙手をお願いいたします。

(会長除く出席委員10名挙手)

賛成多数ということで改定案②に決定いたします。ありがとうございました。

案件1につきましては、審議を終了いたします。

ここで事務局より追加資料の配布があります。

それでは、追加資料につきまして事務局から説明をお願いいたします。

○事 務 局 それでは、ただいまお配りした資料をご覧ください。

こちらは、案件1の審議の結果、国保運営協議会として答申する内容を次のとおりとしてよろしいか、皆様にご確認いただくための資料となっております。

ただいま改定案②にすることが決定しましたので、令和7年度からの介護納付金分の均等割額を1万3,900円、平等割額を7,000円とします。

その案で決定した理由として3つ挙げており、まず1つ目が、現在2万900円の均等割額の一部を平等割額に振り分けることで、介護納付金対象者が1人の世帯は、税負担額に増減がなく、2人以上の世帯では課税額が減額となり、被保険者の税負担軽減が図られるものとなっていること。

2つ目は、2人以上の世帯で課税額が減額となることにより、国保税収入も減額となりますが、賦課方式を3方式にすることで、県の交付金の評価基準を満たすため、交付金の増額が見込まれ、国保税の減収が補えるものとなっていること。

3つ目は、均等割と平等割を改定案②の金額とした理由となりますが、令和12年度の県内保険料率統一を控える中で、県が事業費納付金の額を決めるための標準保険料率

算定に用いている割合を適用することが妥当なのではないかとの考えから、令和6年度の当初賦課情報をもとに試算した国保税額が、均等割70、平等割30となる改定案②の金額とするものです。

また、国保運営協議会からの意見といたしまして、2つ挙げており、1つ目は、令和5年度決算後、財政調整基金が12億円を超えることもあり、本来であれば、国保税全体の税率を見直すべきではないかというご意見がありました。令和8年度から賦課する「子ども・子育て支援納付金分」もあることから、来年度改めて国保税全体の税率の見直しをすることを挙げております。

2つ目は、今回の見直しによる国保税の減収だけでなく、被保険者数の減少による課税額の減に伴う税収の減額も見込まれることから、国および県の交付金を有効活用し、安定した国保財政運営に努めていただきたい、この2点を意見としております。

答申書の内容につきましては、大筋はこちらに記載されている内容としたいと考えておりますが、今後、会長と相談しながら事務局で調整したいと考えております。

以上で追加資料についての説明を終わります。

○会長 ただいまの追加資料についての説明でございますが、先ほどの案件1の協議の結果、改定案②にする結果を、市へ答申したいとの説明であります。

決定した理由を資料のとおりとするとの内容でしたが、これにご異議ございませんでしょうか。ご異議なしと認めます。それでは答申につきましては、私と会長職務代理者であります、瀬川委員と日程調整した上で、市へ答申したいと思いますので、ご了承いただきたいと思っております。

それでは、次に案件②について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局 案件2、国民健康保険条例の改正についてご説明いたします。右上に案件2と記載のある資料をご覧ください。

案件2につきましては、報告案件となりますが、まず条例改正の理由と改正内容についてご説明いたします。

「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」、いわゆるマイナンバー法等の一部改正により、今年12月2日から現行の保険証の新規発行が終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行することとなっております。

簡潔に申し上げますと、国民健康保険法から「被保険者証」という文言が削除されるため、市の国保条例においても同様の改正が必要になったものであります。

なお、こちらの改正につきましては、政令に基づき行われるものですが、政令の公布日が令和6年8月14日であり、8月22日開会の第261回定例会の議案上程に間に合わなかったことから、9月4日に追加提案し、9月19日に議決済みとなっておりますことをご報告いたします。

改正の内容についてですが、大きく2つありまして、国民健康保険法において、被保険者証の返還に応じない者に対する過料の規定が削除されることから、関係規定を削除するとともに、条項の移動に伴う条文整理をしております。

2つ目は、附則に施行期日と経過措置を規定するもので、被保険者証が廃止される令和6年12月2日以降に保険料を納付しない場合、12月2日時点で交付されている被保険者証の返還を求めることができることとした上で、12月2日以降にした行為に対する罰則の適用についても、これまでと同様の罰則を適用できる旨を規定しております。ここでいう被保険者証の返還を求める場面というのは、国保税の滞納による資格証明書書の交付にあたるものですが、今回、被保険者証が廃止されることにより、資格証明書も

廃止となります。

なお、資格証明書は廃止となりますが、特別な事情がなく滞納している方に対しては、特別療養費の支給対象者としての事前通知を行うなど、資格証明書の交付と同様の制度が残ることとなっております。

また、マイナ保険証移行後の変更点についてですが、資料に（１）から（３）まで挙げておりますが、まず先ほどから申し上げているとおり、１２月２日以降は保険証の発行がされなくなります。これは再交付の場合も同様で、今お持ちの保険証を紛失しても発行できないこととなります。

次に、保険証の有効期限についてですが、国保と後期高齢者医療の方は、７０歳到達や７５歳到達の一部の方を除き、最長で令和７年７月３１日までが有効期限となっておりますので、引き続き、今お持ちの保険証で受診が可能となっております。

また、１２月２日以降どうなるかというところですが、基本的にはマイナンバーカードを保険証として利用していただくこととなりますが、マイナンバーカードの取得は任意ですので、お持ちでない方や、保険証利用登録をしていない方には、各保険者から「資格確認書」が送付され、それによる受診が可能となります。

マイナ保険証をお持ちの方には「資格資格情報のお知らせ」が送付されますが、それのみでの受診はできないものとなります。

また、今月から各保険者において、マイナ保険証の利用登録解除申請を受付できることとなっております、申請を受理した際には、資格確認書を交付することとなっております。

マイナ保険証につきましては、保険証の廃止という情報のみがひとり歩きしているようで、すぐに今の保険証が使えなくなるのではないか、マイナ保険証がない場合どうなるのかなど、様々な不安を解消するため、正しい情報発信が必要であると考えております。

なお、国保と後期高齢者医療のマイナ保険証に関する資料を添付しておりますので、参考にしていただきたいと思います。

案件２の説明は以上となります。

○会 長 案件２につきましては、条例改正についての報告となっております。皆様からご意見いただきたいと思いますが、質疑ありませんか。

ないようですので、事務局の説明のとおりといたします。マイナ保険証については、利用率が低いようですが事務局からの説明にもあったとおり、１２月２日以降も今の保険証が使えることや、マイナ保険証を持っていない方には、資格確認書が交付され、それで受診できることなど、制度を正しく理解してもらえるよう、当協議会といたしましても、市民の方々また皆様のご協力をいただきながら、周知してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、以上で案件２の審議を終わります。

これで本日の案件は全て終了となります。ご協力ありがとうございました。

その他、皆様から何かございませんか。

ないようですので、事務局から何かございますでしょうか。

○事 務 局 事務局から、連絡事項として２点ご連絡させていただきます。

まず、案件１で決定いたしました国保税算定方式の見直しに伴い、国民健康保険税条例の改正が必要となります。

予定では３月議会へ提案としておりましたが、当初の予定よりも早く審議をしていただいたため１１月２６日開会予定の第２６２回定例会へ議案上程したいと考えておりま

す。そこで議決された場合、令和7年度当初予算案は、3方式の賦課で積算し、3月議会への提案により、段階的に議会の審議をいただくことで理解も得られやすいものと考えております。また、市民の皆様への周知についても十分な期間が取れるものと考えております。

次に、2点目ですが、毎年開催しております国保連下北支部との合同研修会ですが、現在日程調整を行っておりまして11月12日火曜日に開催を予定しております。

講師との調整も行っておりまして、今月下旬までにはご案内できるように準備を進めているところですので、皆様のご参加をお願いしたいと存じます。

事務局からは以上です。

○会長 ただいま事務局から説明がございましたが、12月定例会へ向けて、事務局には準備を進めていただけるかと思えます。よろしくお願いいたします。また、合同研修会が開催されるとのことですので、委員の皆様には多数ご参加いただきますよう、よろしくお願いいたします。

それでは以上をもちまして本日の会議を終了いたします。ありがとうございました。